

これまでの政務活動費に係る見直し

令和元年6月の団長会において、当時の議長から、政務活動費については、社会情勢の変化や、その運用状況に留意しつつ、不断の見直しが必要であると発言があり、団長会のもとに、より専門的かつ機動的な協議を行うための検討組織として、政務活動費連絡会の設置について提案し、団長会として了承した。

これを受けて、毎年度、政務活動費連絡会において、政務活動費の見直しについて検討して報告書に取りまとめ、団長会に報告している。

これまでの見直し状況は次のとおりである。

[令和元年度] (12 件)

- ・ 事務所費、人件費及び調査研究費への充当要件の厳格化（一親等の親族、生計同一親族等不可）
- ・ 電話代等の明細書を提出すべき書類とした
- ・ タクシーの利用区間及び利用目的を記載事項とした
- ・ 伝票備考欄の記載事項の追加（会議テーマ（会議費）、資料の作成部数（資料作成費）、電車代の利用区間（調査研究費等））
- ・ 会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載
- ・ 広報・広聴費の具体的な経費の事例に「新聞掲載料」を追加
- ・ クレジットカードは一括払いのみ充当可とした
- ・ 研修費の具体的な経費の事例に、「宿泊費」を追加
- ・ 切手の購入費に充当限度額を設定
- ・ 会計帳簿の議長提出について条例に規定（従前から収支報告書や証拠書類は規定されていた）
- ・ 議長提出書類について、情報公開請求を必要としない閲覧制度を導入
- ・ 議長提出書類のホームページ公開を令和6年度までには実施

[令和2年度] (2 件)

- ・ 証拠書類等の事前確認の制度化の試行を決定（令和3～4年度）
- ・ 「政務活動費（県外・国外）支出票」の様式を詳細なものに変更

[令和3年度] (4 件)

- ・ 証拠書類等の写しの形式を統一化（A4、片面印刷、縮小不可）
- ・ 同一経費に係る一定期間の領収書等を一つの支出伝票にまとめて充当できる

ことを指針に明記

- ・ 社会保険労務士等の専門家に依頼する経費の充当可の明記
- ・ 押印廃止に伴う各種様式改正

[令和4年度]（3件）

- ・ 政務活動費に係る公示を県公報登載からインターネットによる方法に変更
- ・ 証拠書類等の事前確認の正式実施、指針に記載（令和5年度から）
- ・ 議長提出書類のホームページ公開を令和6年度から実施（改選後の令和5年5月交付分以降のもの）

[令和5年度]（5件）

- ・ 書類の議長への提出方法（地方自治法改正の関係）（当面、書面で提出）
- ・ 改選期の年会費等の取扱いの整理
- ・ 事務所の事業ごみに係る処理費の充当可の明記
- ・ 事務所台帳の記載事項の拡充について方向性を決定
- ・ 改選期の3月支出分に係る証拠書類等の事前確認の提示期日を別に議長が定める日とした

[令和6年度]（7件）

- ・ 事務所台帳の様式を詳細なものに変更
- ・ 事務所の警備料の充当可の明記
- ・ 事務所の管理運営費（資産形成につながらない小規模修繕）の充当可の明記
- ・ 返還されない家賃保証サービス料の充当可の明記
- ・ 日帰りの県外・国外出張にあっても「政務活動費（県外・国外）支出票」を提出すべき書類とした
- ・ 領収書その他証拠書類等の添付方法の整理（内訳・金額の明確化）
- ・ 支出に係る証拠書類等の整理（通帳・カード明細どちらかでよい）

[令和7年度]（4件）

- ・ 県旅費条例の改正に伴い、宿泊費の充当限度額や指針における法令等の引用規定を見直し

- ・物価高騰を踏まえた備品購入費に係る取得価格の上限の引き上げ
- ・実勢価格を勘案したパソコン等の購入費に取得価格の上限の設定
- ・レターパックの購入費の充当限度額の設定等